

(別紙)

諮問番号：令和6年諮問第10号

答申番号：令和7年答申第2号

答申書

第1 京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、○市長（以下「処分庁」という。）が生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護を受けていた審査請求人に対してなした法第77条の2第1項の規定による令和4年2月3日付け費用徴収決定処分（以下「本件処分」という。）に不服があるとして、本件処分の取消しを求めるものである。

第3 審査請求に至る経過等

- 1 令和元年12月27日、審査請求人は法による保護を申請し、同日付けで、○福祉事務所長（以下「実施機関」という。）は審査請求人世帯の保護を開始した。審査請求人は、通帳を紛失した預貯金を含めて、手持金は5万円前後であると申告した。
- 2 令和2年2月27日、実施機関は、法第29条第1項の規定に基づく調査の結果、銀行から受理した調査の回答書から、審査請求人が保護申請日時点において、41万4,312円の預貯金（以下「本件預貯金」という。）を有していたことを確認した。
- 3 令和2年5月29日、実施機関は、審査請求人から、本件預貯金の詳細について、令和元年12月5日に、旧住所地にて同居していた友人（以下「元同居人」という。）から37万円を借金し、借金は元同居人との生活費の支払いや元同居人の生活用品を購入することで返済したと、申立てを受けた。
これを受けて、実施機関は、審査請求人に対し、申立て内容を確認するため、元同居人に、その旨を一筆もらい、提出するよう指導した。
- 4 令和2年7月14日、請求人は、実施機関に対し、同年6月9日に○に転居した旨の申立てを行った。なお、この日以降、審査請求人は、実施機関からの連絡に応答しなくなった。
- 5 令和2年7月15日、実施機関は、審査請求人の市外転出により、転出翌日の令和2年6月10日付けで保護廃止を決定した。
- 6 令和2年11月30日、実施機関は、審査請求人に対し、12月15日までに挙証資料の提出がない場合は、保護開始当初の預貯金相当額について返還請求を行う旨を記載した文書を送付した。

- 7 令和3年9月24日、実施機関は、クレジットカード会社に対して、法第29条第1項の規定に基づく調査を行い、令和3年10月25日及び同月28日に回答書を受理し、保護開始後の銀行口座からの引き落としに保護開始前のカード利用分が含まれていることを確認した。
- 8 令和3年11月10日、実施機関は、ケース診断会議を開催し、法第63条及び第77条の2の適用並びに自立更生費の認定について具体的に検討した。
- また、同日以降から本件処分が行われる令和4年2月3日までの間、実施機関は、審査請求人と連絡がとれるとされる審査請求人の母との間で複数回、長時間にわたって電話連絡を行い、法第29条第1項の規定に基づく調査及びケース診断会議の結果等について、繰り返し説明を行った。審査請求人の母からも、各種事情の説明及び費用返還に関する質問や苦情、陳情が行われた。
- 9 令和4年2月3日、実施機関は、保護開始前に生活費として費消したカード利用分15万5,164円については自立更生費として認め、支給済み保護費41万159円から自立更生費を引いた額25万4,995円を返還額とする法第63条に基づく費用返還決定処分を決定し、同日、処分庁は、その返還額全額について徴収する本件処分を決定した。
- 10 令和4年5月2日、審査請求人は、審査庁に対し、法第63条に基づく費用返還決定処分及び本件処分の取消しを求める審査請求を提起した。

第4 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、次のとおり、本件処分に不服があるというものである。

生活保護を申請するためには住居を借りていなければならないと聞いたため、住居を賃借しようとした。その際、不動産会社の担当者からは一定額の預貯金がなくは貸せないと条件を出されたため、元同居人から一定額借り入れ、一時的に預貯金を作る事で住居を賃借した。本件処分の原因となっている本件預貯金はこの時の借入金であるが、既に返済しており、保有していない。

また、実施機関はこのような預貯金の経緯について確認してきていたにもかかわらず、後に実施機関からは生活保護申請日に預貯金があれば経緯は関係ないと矛盾したことを言われた。

よって、本件処分の取消しを求める。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は、次のとおり、本件処分は適法かつ適正に行われたものであるから、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めるというものである。

実施機関は、審査請求人及びその母から、前述第1の3の申立内容に係る挙証資料が提出されず、審査請求人が借入先だと主張している元同居人の連絡先等の提供もなかったため、法第29条第1項の規定に基づく調査を行い、審査請求人の申立て内容を十分に精査したうえで、組織的に控除の可否を検討し、保護開始前の生活費相当額を自立更生費として控除して処分を行っており、処分は適法かつ適正に行われたものである。

よって、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

第5 法令の規定について

- (1) 法第24条第1項は、保護申請時における申請書記載事項を定めており、同項第4号は「要保護者の資産及び収入の状況」についての記載を要求しているから、被保護者は、申請時において、資産及び収入の状況についての申告義務がある。また、法第61条では「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならない」と規定されており、保護受給中に関しても資産及び収入についての申告義務がある。
- (2) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と規定している。同条にいう「資力」とは、基本的に法第4条第1項にいう「資産」と同義であり、積極財産の総称をいうものと解されている。
- (3) 法第77条の2第1項は、「急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき（徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときを除く。）は、保護に要する費用を支弁した市町村の長は、第63条の保護の実施機関の定める額の全部又は一部をその者から徴収することができる」と規定している。この適用除外要件である「厚生労働省令で定めるとき」とは、生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号。以下「規則」という。）第22条の3によれば、「保護の実施機関の責めに帰すべき事由によって、保護金品を交付すべきでないにもかかわらず、保護金品の交付が行われたために、被保護者が資力を有することとなったときとする」とされる。
- (4) ここでいう「保護の実施機関の責めに帰すべき事由」とは、「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成18年3月30日社援保発第330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「手引」という。）IV-3によれば「具体的には、被保護者から適時に収入申告書等が提出されていたにもかかわらずこれを保護費の算定に適時に反映できなかった場合、保護の実施機関が実施要領等に定められた調査を適切に行わなかったことにより保護の程度の決定を誤った場合等」とされている。

第6 審理員意見書及び諮問の要旨

1 審理員意見書の要旨

- (1) 本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきである。
- (2) 論点整理

本件処分は、法第77条の2第1項の規定に基づく処分であるため、「急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者であるとき」に該当し、適用除外要件である「徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるとき」に該当していないかが論点となる。

- (3) 理由

ア 法第77条の2第1項の規定は、法第63条に規定する生活保護費用返還金を返還する生活保護受給者の生活維持に係る支障と保護の実施機関の徴収に係る負担との調整を行うために、生活保護制度の見直しが行われ、定められたものである。そのため、保護の実施機関において生活保護費用の算定、調査手続等に誤りがあった場合などには、法第77条の2第2項の国税徴収の例により強制徴収を行うことは、生活保護受給者の生活保障に与える影響が大きく認められない。

イ 規則第22条の3においても、法第77条の2第1項の徴収することが適当でないときについて、「保護の実施機関の責めに帰すべき事由によって、保護金品を交付すべきでないにもかかわらず、保護金品の交付が行われたために、被保護者が資力を有することとなったとき」と定められている。そして、実施機関の責めに帰すべき事由として、具体的には、被保護者から適時に収入申告書等が提出されていたにもかかわらずこれを保護費の算定に適時に反映できなかった場合、保護の実施機関が実施要領等に定められた調査を適切に行わなかったことにより保護の程度の決定を誤った場合等とされている（手引Ⅳ-3）。

ウ これを本件についてみるに、法第24条第1項第4号及び法第61条の規定により、被保護者には資産状況についての申告義務があるとされているところ、請求人は、令和元年12月27日の生活保護申請当時から、所持していた借入金37万円分の申告を行っていないかった。これが実施機関による法第29条第1項に基づく調査によって発覚したため、「資力があるにもかかわらず、保護を受けた」として法第63条に基づく費用返還決定及び本件処分が行われたものである。

エ そのため、手引Ⅳ-3に定める、被保護者が適時に申告書等を提出していた場合や、保護の実施機関が実施要領等に定められた調査を適切に行わなかった場合等のいずれにも該当しない。

オ したがって、本件処分において、法第63条の返還金とされた25万4,995円について、法第77条の2第1項を適用するとした処分庁の判断につき、違法又は不当な点は認められない。

2 審査庁による諮問の要旨

(1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきであると考えてるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、審査会に諮問する。

(2) (1)の判断をしようとする理由

1の(3)に同じ。

第7 調査審議の経過

1 本件審査請求を取り扱う審査会の部会

第1部会

2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

令和 6 年11月15日 審査庁が審査会に諮問
令和 6 年12月10日 第 1 回調査審議（第 1 部会）
令和 7 年 1 月15日 第 2 回調査審議（ 〃 ）
令和 7 年 2 月 4 日 第 3 回調査審議（ 〃 ）
令和 7 年 2 月 5 日 答申

第 8 審査会の判断の理由

1 本件処分の争点及び争点の検討

本件処分の争点は、法第77条の 2 第 1 項の適用について、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者であるときに該当し、かつ徴収することが適当でないときとして規則第22条の 3 で定めるときに該当していないかであるから以下検討する。

(1) 急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者であるときに該当するか

本件において、審査請求人が借入金であると主張する金銭について、処分庁は審査請求人に対し、元同居人から金銭を借り、それを返済した事実を証する書面等の提出を促している。それにもかかわらず、審査請求人から立証がないのであるから、処分庁が、審査請求人が借入金であると主張するものを含めて41万7,086円の資産を有しており、資力がありながら保護を受けたものと判断したことに違法又は不当な点は認められない。

(2) 徴収することが適当でないときとして規則第22条の 3 で定めるときに該当していないか

(1)で述べたとおり、審査請求人から元同居人との金銭の貸し借りについて立証がない以上、処分庁が、手引Ⅳ- 3 に定める、被保護者が適時に申告書等を提出していた場合や、保護の実施機関が実施要領等に定める調査を適切に行わなかった場合等のいずれにも該当しないと判断したことに違法又は不当な点は認められない。

2 判断

以上から、処分庁の判断について違法又は不当な点はなく、審査請求人の主張には理由がない。

3 結論

以上の理由から、第 1 の審査会の結論のとおり判断するものである。

京都府行政不服審査会第 1 部会

委 員（部会長）	北 村	和 生
委 員	岩 崎	文 子
委 員	岡 川	芙 巳